介護保険制度のしくみ

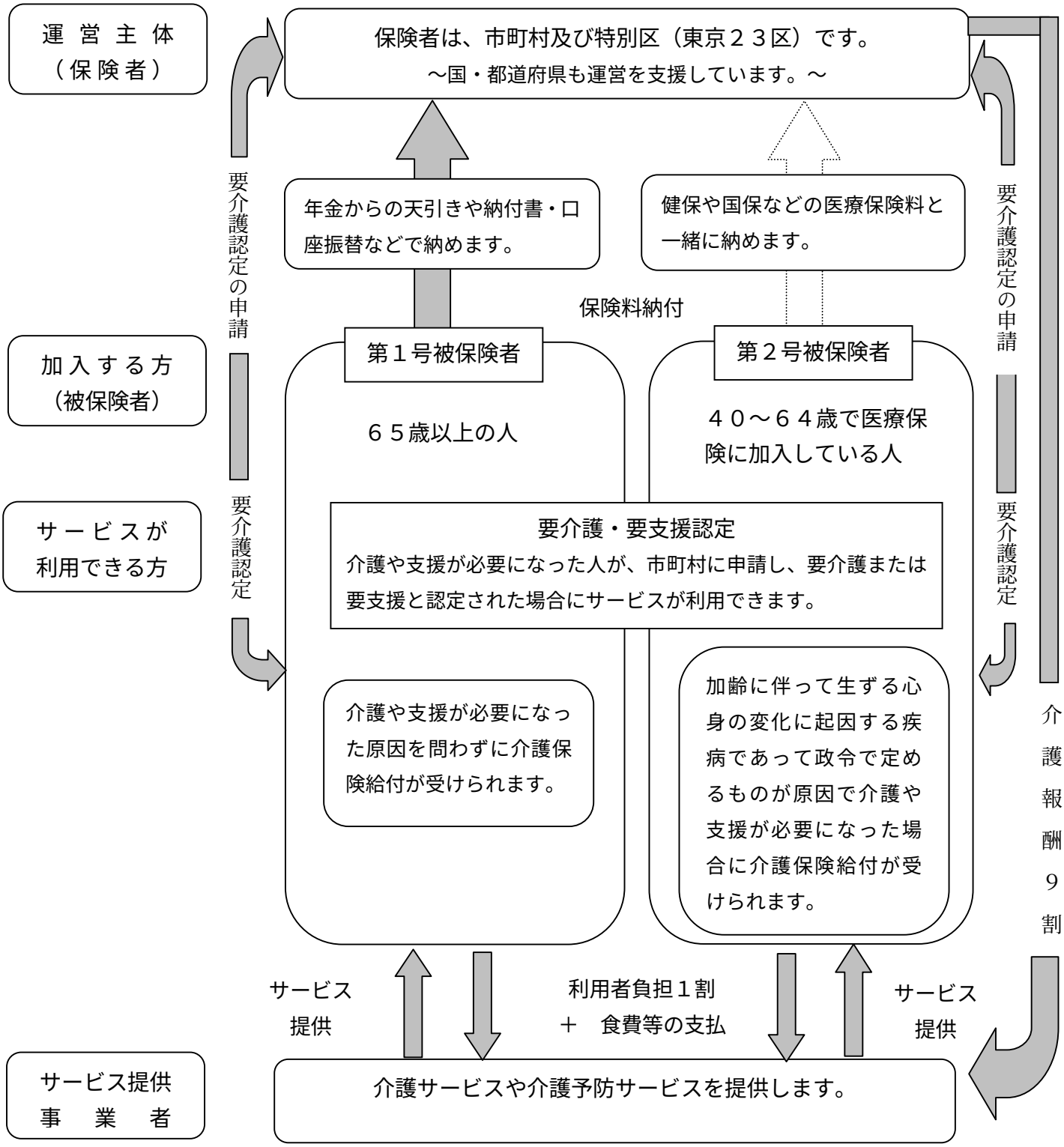
運営主体（保険者）
保険者は、市町村及び特別区（東京２３区）です。
～国・都道府県も運営を支援しています。～
年金からの天引きや納付書・口座振替などで納めます。
健保や国保などの医療保険料と一緒に納めます。
保険料納付
要介護認定の申請
要介護認定の申請
加入する方（被保険者）
第１号被保険者
６５歳以上の人
第２号被保険者
４０～６４歳で医療保険に加入している人
サービスが利用できる方
要介護認定
要介護認定
要介護・要支援認定
介護や支援が必要になった人が、市町村に申請し、要介護または要支援と認定された場合にサービスが利用できます。
介護や支援が必要になった原因を問わずに介護保険給付が受けられます。
加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものが原因で介護や支援が必要になった場合に介護保険給付が受けられます。
介護報酬９割
サービス提供
利用者負担１割
＋　食費等の支払
サービス提供
サービス提供事業者
介護サービスや介護予防サービスを提供します。